

2021年3月31日 参議院本会議
立憲民主・社民
参議院議員 那谷屋正義

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」について賛成討論

立憲民主・社民の那谷屋正義です。

会派を代表し、ただいま議題となりました、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」に対し、賛成の立場から討論を行います。

【法案条文にミスが多発している問題について】

討論に先立ち、政府に対して一言申し上げます。

政府は、今国会に提出した法案のうち、13府省庁の計23法案、1条約の条文や関連資料で計134件に誤りが見つかったとの報告がありました（3月25日(木)15時時点）。

また、本法律案についても参照条文に一カ所誤りがあったことが分かっています。

ここまで幅広い省庁にわたって、数多くの誤りが見つかったのは、

前代未聞の事態であり、国会軽視も甚だしい、言語道断であると言わざるを得ません。自公による長期政権、そして菅政権の奢り、緩みのせいではないでしょうか。法案の成立を急ぎ、成果・実績としたいがために、法案の策定から提出までの立法作業に無理が生じていたのではないかでしょうか。新型コロナウィルスに関する対応の影響も推察されますが、間違いや訂正が存在する法案を国会に提出されることは審議することはできません。今一度、政府には猛省を促したいと思います。

さて、この「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」は、公立小学校の学級編制の標準を今後5年かけて35人に引き下げるものであります。これは10年前の民主党政権においても教育政策の「一丁目一番地」として掲げていた内容で、小学1年生の35人学級は制度化したものの、その後の政権交代によって、その政策実現が妨げられてきました。このことに不満と疑問を抱かずにはいられませんが、教育現場をはじめとする教育に携わる関係者が長らく渴望していた制度であり、この度の萩生田文部科学大臣をはじめ、文部科学省の立法に対するご努力には率直

に敬意を表したいと思います。

【中学校、高等学校の学級編制の標準の在り方について】

教育現場は一人ひとりの子どもたちに向き合い、ふれあう中で、その可能性を引き出すためにきめ細かな指導をすることが必要であり、協働的な学びを実現するためには、安全・安心な教育環境を整備する必要があると考えます。

政府は、少人数学級の効果検証結果等については、学力の育成のみに矮小化せず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子どもへの対応などを含め総合的に検討した上で、本法律案の内容に加えて、中学校段階においても 35 人学級の早期実現と、将来的には 30 人学級を含め検討し、各学校での望ましい指導体制の構築に努めることが求められています。

また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても、早急に検討すべきであり、少人数学級の実現に向けて議論を始めて頂きたいことも申し添えます。

【教職員定数の確保と改善に向けた検討について】

本法律案における向こう 5 年間の段階的な 35 人学級編制を実現す

るにあたっては、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置されるべきであることは言うまでもありません。

特に、地方公共団体がそれぞれ行っている 35 人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、全国各地の地方公共団体のご努力で、国の定数を活用しつつ、独自に財源を使い充実を図ってきたものです。

昨今の変化が著しい教育環境の改善に加配定数は必要不可欠なものであり、既存の教育予算の削減や、加配定数からの「置き換え」や「付け替え」がないように強く国に求めておきます。

また今年 1 月、中教審から小学校高学年への教科担任制の導入が答申されました。よもや加配定数からの「置き換え」や「付け替え」が行われることはないとは思いますが、実質的な定数増を行うことを強く求めておきます。小学校高学年の教科担任制は、高学年を担当する教員の持ち授業の軽減につながります。教員の持ち授業時数に上限を設け、教員の負担軽減を図り、働き方改革を前進させることも重要です。

【正規教員の計画的・安定的な採用・配置を促す必要性について】

また、本法律案で計画的な教員定数の改善が図られることにより、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなります。国は、非正規教員がこれ以上増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すことが重要です。

【学校の働き方改革について】

学校現場では新型コロナウィルス感染症対策におけるあらたな業務も付加され、教職員の命と健康はこれまで以上に脅かされています。

子どもたちのゆたかな学びを保障し、教職員がいきいきとやりがいを持つことができる教育現場づくりがこれまで以上に求められています。

いま教員は、尊敬される職業とのイメージが薄れ、過酷な「ブラック職業」と敬遠される傾向にあると言えます。2020年度採用の小学校教員試験の倍率は2.7倍と過去最低を更新しました。教員の大量退職が背景にあるとは言え、小学校教員採用試験の受験者数は1979年度の74,822人をピークに減少傾向にあり、2019年度は前年度比2,951人減の44,710人となっています。

35 人学級を担う意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するためには、教員採用倍率の低下に歯止めをかける施策の実施が不可欠です。そのために、教育職員の勤務実態調査を行い、「給特法」や、その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加えるとともに、「人確法」の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るなど、魅力ある職業として確立すべきです。

さらに教員から悪評の高い教員免許更新制については廃止を含め、抜本的な見直しが必要だと考えます。

こうした課題解決によって、国づくりの根幹である教育を担う教員をしっかりと確保をする必要があります。

私事になりますが、私は 1982 年に横浜市立の小学校の教員になりました。

通常の新採用者は 4 月 1 日付ですが、私は 16 日採用でした。

その前の年に 45 人学級から 40 人学級に制度が変わり、私の配属学年は、4 月の上旬に児童が増えたために学級再編成が行われ、学級が増えたことに伴う採用でした。

それからおよそ 40 年、学校現場は当時とは大きく変わり、求めら

れる児童一人ひとりに行き届いた教育実践が大変困難となっています。

例えば、休み時間に子どもたちと遊ぶことは、教室では見られない子どもの顔を見ることができるなど、求められる「個に応じた教育」をする上で大切だったのですが、今の現場では多忙化が深刻さを増し、一緒に遊ぶことは困難な状態であると伺っています。

こうした教育現場を改善するカギであった学級規模の縮小が実現されることは教職員の多忙化解消の一歩であります。

まだまだ山積している課題に対して、子どもたちに豊かな学びを保障する観点から教育現場の一層の改善を図るため、文部科学省が実態に応じたさらなる政策を推進されることを強く要望し、討論といったします。

ご清聴ありがとうございました。